

# インド移転価格税制の 最近の動向について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
別所 徹弥、沼袋 真司

アーンスト・アンド・ヤング グルガオン事務所  
Vijay Iyer

アーンスト・アンド・ヤング デリー事務所  
Raghav Hari

## Contents

### 1. 最近のインド移転価格税制の動向

- (1) 最近のアップデート
- (2) 直接税法案(Direct Tax Code Bill、以下DTC案)の承認

### 2. 最近の判例

- (1) マルチ・スズキ・インディア社(MSI)  
高裁判決(Maruti Suzuki India Ltd.  
High Court)
- (2) フィリップス・ソフトウェア・センター社  
(PSC)所得税裁判所判決  
(Philips Software Centre Private  
Limited. ITAT)
- (3) ジェムプラス・インディア社(GI)  
所得税裁判所判決  
(Gemplus India Pvt. Ltd. ITAT)

### 3. まとめ

インドは1991年6月の貿易・為替の自由化及び外資規制の緩和等の経済自由化を皮切りに高成長を維持しており、日本企業は生産拠点としてだけでなく、今後中間所得層が拡大する有望な市場と位置付けてインドへ積極的に進出している。日印政府間においても、2010年10月に包括的経済連携協定の交渉完了を確認する共同声明に署名し、両国の往復貿易額の約94%に相当する品目について協定発効後10年間で関税を撤廃することに合意するなど、両国間の経済的な繋がりは今後ますます加速する見込みである。

このような状況の中、インド政府は海外からの投資を更に促進すべく各種税制の整備にも取り組んでおり、移転価格税制についても、関連規定や制度の整備を進めている。

本稿では、インドにおける移転価格税制の最近の動向について紹介する。これらが日本企業がインドにおける移転価格税制への対応を進めるための一助となれば幸いである。

# 1. 最近のインド移転価格税制の動向

## (1) 最近のアップデート

### i) 代替的紛争処理手続(Alternate Dispute Resolution、以下ADR)の導入<sup>1</sup>

税務関連の紛争の早期解決を目的として、2009年10月1日よりADRが導入された。ADRとは税務調査官、納税者及び紛争処理パネル(Dispute Resolution Panel、以下DRP<sup>2</sup>)の三者によって紛争処理を行う制度である<sup>3</sup>。

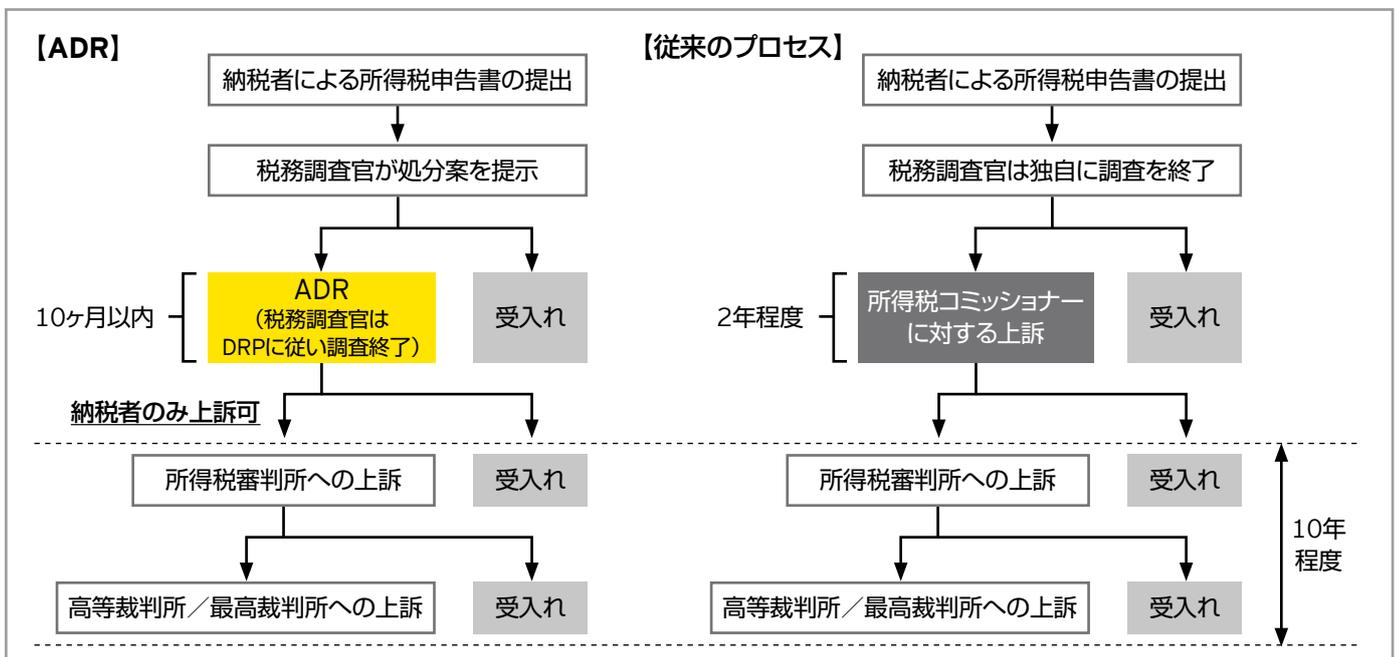
本制度の導入以前は、納税者が税務調査官の処分に不服のある場合、まず所得税コミッショナー(上訴担当)(Commissioner of Income Tax (Appeals)、以下CITA)に上訴し、その裁定に不服のある場合に所得税裁判所(Income Tax Appellate Tribunal、以下ITAT)に上訴する流れとなっていた。この場合、CITAの裁定には最長で2年間に要し、また納税者だけでなく税務調査官にもITATへ上訴する機会が与えられていたため、税務紛争の解決には長い期間を要していた<sup>4</sup>。しかし、今回新たに導入されたADRでは税務調査官による処分案の提示から10ヶ月以内に最終処分案が出されることになり、また、納税者のみがITATへの上訴を認められているため<sup>5</sup>、より短期間で解決が可能となり、納税者の負担も大きく軽減されることとなった。

### i) セーフ・ハーバー・ルール<sup>1</sup>の導入

インドの移転価格税制における重要な改正事項として、セーフ・ハーバー・ルール(事前に定めた一定の条件を満たす場合、税務当局がその移転価格を受け入れる制度)の導入が予定されている。2009年財政法において本ルール<sup>1</sup>の概念が導入され、詳細内容は近いうちに発表される予定となっている。

本ルール<sup>1</sup>の詳細内容はドラフト中であるが、最初に適用される業界としてはソフトウェア業界と予想され、対象取引としてはルーティンの役務提供取引と予想されている。本ルール<sup>1</sup>の導入により、納税者側の法令順守に係る負担が軽減され、適用対象取引に係る移転価格上の不確実性も解消されることとなる。

(図表1) ADRと従来のプロセスの比較



<sup>1</sup> Section 144C of the Income Tax Act, 1961

<sup>2</sup> DRPは、三名の税務コミッショナーによって構成される。

<sup>3</sup> ADRの対象は外国法人及び移転価格の調査対象となったインド法人となっている。

<sup>4</sup> インドにおける税務訴訟はCITA→ITAT→高等裁判所(High Court)→最高裁判所(Supreme Court)という流れになっており、ADR導入以前はCITAから最高裁判所までで約10~15年の期間を要していた。

<sup>5</sup> DRPによる最終判断は、税務調査官を拘束することとなる。

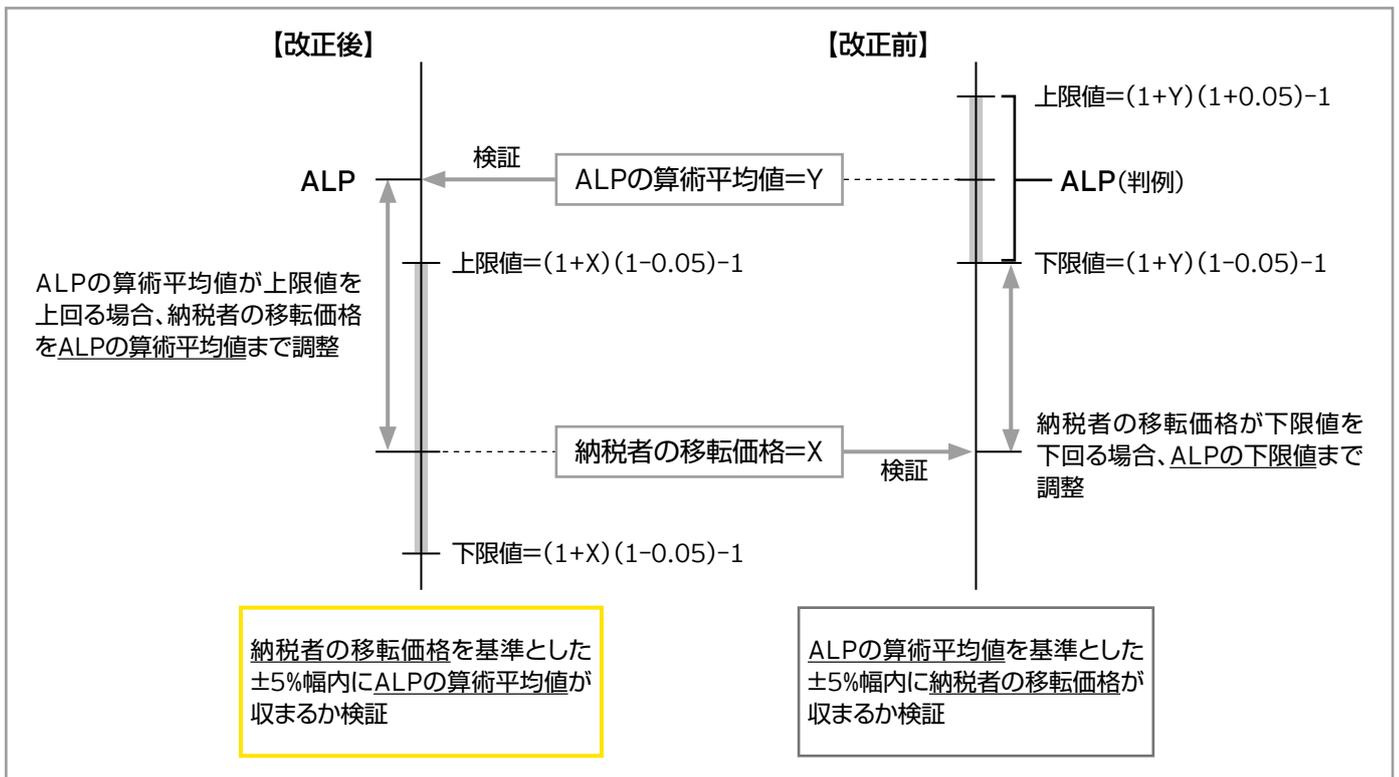
ii) 独立企業間価格 (Arm's Length Price、以下ALP) の概念の明確化

インドの移転価格税制では、最も適切な移転価格算定方法に従った結果、複数の価格が算定された場合、それらの算術平均値がALPとして扱われる。ただし、インドでは幅の概念が採用されており、納税者の移転価格が当該算術平均値の±5%の範囲の中に収まっている場合、その価格はALPとして認められる。

しかし、納税者の移転価格が±5%幅を超える場合の調整方法に関しては、これまで法律上明記されておらず、それゆえに納税者及び税務当局の主張に大きな隔たりがあった。納税者側の主張としては、±5%の幅がALPとして認められるのであれば、その上限値又は下限値のいずれか近い方まで調整すれば良いというものであったが、一方で税務当局の主張は、算術平均値まで調整すべきというものであった。この点に関しては、既にデベロップメント・コンサルタンツ社 (Development Consultants Pvt. Ltd.<sup>6</sup>)、フィリップス・ソフトウェア・センター社 (Philips Software Centre Private Limited.<sup>7</sup>)、メンター・グラフィックス社 (Mentor Graphics Pvt. Ltd.<sup>8</sup>) 等が裁判で争っており、その結果、ITATは納税者側の主張を認め、算術平均値を基準とした±5%の幅がALPであるとの判断を下していた。

しかし、2009年10月1日付で±5%幅による検証方法に係る規定が改正された<sup>9</sup>。当該改正の目的は、ALPが算術平均値のみであることを明確化することにある。従来の方では、算術平均値を基準とした±5%の幅内に納税者の移転価格が収まるか検証を行っていたのに対して、改正後は、納税者の移転価格を基準とした±5%の幅内に算術平均値が収まるかの検証を行うこととなった。±5%幅が算術平均値ではなく納税者の移転価格を基準とするものとなったことから、算術平均値を基準とした±5%幅がALPであるという納税者の従来の主張が不可能となり、今後は算術平均値との差が調整されることになる。

(図表2) ±5%幅による検証方法の比較(例)



<sup>6</sup> デベロップメント・コンサルタンツ社 (Development Consultants Pvt. Ltd.) vs デピュティー・コミッショナー・オブ・インカム・タックス (Deputy Commissioner of Income Tax) [2008] [23 SOT 455 (Kolkata)] (ITAT)

<sup>7</sup> フィリップス・ソフトウェア・センター社 (Philips Software Centre Private Limited) vs アシスタント・コミッショナー・オブ・インカム・タックス (Assistant Commissioner of Income Tax) [2008] [119 TTJ 721 (Bangalore)] (ITAT)

<sup>8</sup> メンター・グラフィックス社 (Mentor Graphics (Noida) Pvt. Ltd.) vs デピュティー・コミッショナー・オブ・インカム・タックス (Deputy Commissioner of Income Tax) [2007] [109 ITD 101 (Delhi)] (ITAT)

<sup>9</sup> Section 92C of the Income Tax Act, 1961

## (2) 直接税法案(Direct Tax Code Bill、以下DTC案)の承認

2010年8月にDTC案が承認された。これは現在の所得税法に代わる税法であり、2012年4月1日から導入される予定となっている。移転価格税制に関する主な改正点としては、事前確認制度の導入、「関係会社(Associated Enterprise)」の定義の改正及びペナルティ規定の改正の三点が挙げられる。

### i) 事前確認制度(Advanced Pricing Agreement、以下APA)の導入<sup>10</sup>

主要な改正点の一つとして、国際的二重課税リスクを排除するための有効な手段として納税者からの要望が強かったAPAの導入が決定した。本制度は、直接税中央委員会(The Central Board of Direct Taxes、以下CBDT)が納税者の国外関連者との取引に係る独立企業間価格算定方法等につき、中央政府(Central Government)の承認の下で事前に納税者と合意を締結するものである。本APAは最長で5年間有効なものとなり、納税者はその期間、インド国内における移転価格リスクを回避することが可能となる。ただし、今回承認されたDTC案の規定はユニラテラル(国内)APAのみが対象となっており、二国間APAの導入は見送られることとなった。

### ii) 「関係会社(Associated Enterprise)」の定義の改正<sup>11</sup>

二点目は「関係会社(Associated Enterprise)」の定義の改正である。現行制度において関係会社は、26%以上の持株関係、取締役会の過半数の選任、総資産の帳簿価額の51%以上の金額の貸付け、原材料の90%以上の調達及びその他の規定された要件を満たす会社として定義されている。2009年に公表されたDTC案では、持株関係は26%以上から10%以上へ、取締役会の選任は過半数から三分の一へ、貸付金額は総資産の帳簿価額の51%以上から26%以上へ、そして原材料の調達は90%以上から三分の二以上へと大幅な要件の緩和が提案されていたが、今回承認されたDTC案(2010年度版)ではそれらがすべて不採用となり、基本的に現行制度の要件を維持する形となった。しかし一方で、その他の要件として、以下の二つが追加されている。

- ▶ 一つの事業体が直接的又は間接的にサービスを提供し、且つ、その条件がもう一方の事業体の影響を受ける場合
- ▶ 一方の事業体が規定された特定の場所に所在する場合

### iii) ペナルティ規定の改正<sup>12</sup>

最後に三点目として、2010年DTC案ではペナルティ規定が改正され、現行規定よりも大幅に緩和されたものとなっている。現行制度では、移転価格文書を保存していない場合、また当局の要請に応じず移転価格文書を提出しない場合に国外関連者との取引金額の2%がペナルティとして課されることになるが、2010年DTC案では移転価格文書を保存していない場合のペナルティが50,000～200,000ルピー(1ルピー=1.90円で換算して95,000～380,000円)、当局の要請に応じず移転価格文書を提出しない場合のペナルティが5,000～100,000ルピー(1ルピー=1.90円で換算して9,500～190,000円)となっている。また、過少申告時(更正を受けた場合)のペナルティに関しては、現行制度では追徴税額の100～300%が課されるのに対して、2010年DTC案では100～200%となっている。

(図表3) ペナルティ規定の比較

不履行内容	2010年DTC案	現行制度
移転価格文書を保存していない場合	50,000～200,000ルピー	国際取引価格の2%
当局の要請に応じず移転価格文書を提出しない場合	5,000～100,000ルピー	国際取引価格の2%
過少申告時(更正を受けた場合)	修正金額に対して 100～200%を追徴課税	修正金額に対して 100～300%を追徴課税
移転価格証明書(3CEB)を提出しない場合	50,000～200,000ルピー	100,000ルピー

<sup>10</sup> Section 118 of the Direct Tax Code, 2010(Bill No.110 of 2010)

<sup>11</sup> Section 124(5) of the Direct Tax Code, 2010(Bill No.110 of 2010)

<sup>12</sup> Chapter XIV(Section 230 to 234)of the Direct Tax Code, 2010(Bill No.110 of 2010)

## 2. 最近の判例

以下、インドにおける最近の判例のうち、無形資産、差異調整、グループ内役務提供等、注目すべき点について争われた事例を紹介する。

### (1) マルチ・スズキ・インディア社(MSI)

高裁判決(Maruti Suzuki India Ltd. High Court<sup>13</sup>)

#### a. 事実

MSIはスズキ株式会社(SMC)傘下のジョイントベンチャーで、インドにおける自動車の製造及び販売並びにスペアパーツ及び部品の販売に従事している。1992年にMSI及びSMC間で締結したライセンス契約に基づき、MSIはライセンス供与された情報及び商標使用の対価としてSMCにイニシャル・フィー及びランニング・ロイヤルティを支払っていた。MSIは“M”のロゴを商標登録しており、1993年以前は自社で製造及び販売を行う自動車の前面に“M”のロゴを使用していた。1993年以降は、SMCのロゴである“S”を新モデルの前面に使用し始めたが、後面には自社の商標である“Maruti”を、“Suzuki”の文字と共に使用していた。

#### b. 税務当局の主張

税務当局は、商標使用の対価としてMSIがSMCに支払っていたロイヤルティ及び“Suzuki”という無形資産の価値を向上させるための広告宣伝・マーケティング・販売促進費用(Advertising, marketing and promotion expenses)を否認した。MSIは市場開拓及び“Suzuki”という商標の価値向上についての責任を負っており、そのために多大な広告宣伝・マーケティング・販売促進費用を投入しているため、SMCはMSIによるSMCのマーケティング無形資産の形成に貢献する活動の対価を支払うべきであるというのが税務当局の主張であった。

この主張の正当性を裏付けるものとして、税務当局は無形資産に関連するOECD移転価格ガイドライン及び米国の判例、すなわちディー・エイチエル社(DHL Inc.)の事例において裁判所が支持した、一定の基準を参照するテストを適用した。当該テストによれば、いかなるライセンシーや販売会社も、無形資産を利用するために通常のコストを負担することがあるが、投下費用の金額が一定の基準を超過する場合、それは単なるルーティン費用ではなく、マーケティング無形資産を形成し、当該無形資産に関して経済的所有権を生じさせるものとなる。

#### c. 判決

まずMSIがSMCにロイヤルティを支払うことの妥当性について、高等裁判所は、便益があると企業が判断した場合、商標やロゴの使用の対価としてロイヤルティを支払うことに議論の余地はなく、外国から参入する他社との競争に耐えるために、MSIがSMCと当該契約に至ったことは事業上の正当な理由があったとした。この場合、知名度の高いSMCの商標及びロゴの使用による便益は、(もしあるとしても)国内におけるMSIのオリジナルブランドの価値の低下による損失を上回ると判断した。

次に、MSIがSMCの商標やロゴを用いて構築したインド国内におけるマーケティング無形資産につき、その対価をSMCがMSIに対して支払うべきであるという税務当局の主張に関しては、インド国内企業が自らの判断で自社ブランドと外国企業のブランドを組み合わせた商標やロゴを使用し、その結果、便益が当該インド国内企業にのみ生じる場合、相手の外国企業による対価の支払は必ずしも必要とはならないとの見解が示された。しかしながら、MSIの場合、SMCとの契約においてそれぞれのブランドを組み合わせた商標の使用が義務付けられているため、SMCはインド国内での自社ブランド構築によってもたらされる便益に対して適切な対価をMSIに支払うべきであるとされた<sup>14</sup>。

外国企業の商標やロゴを使用した広告宣伝・マーケティング・販売促進活動に係る費用、すなわち広告宣伝・マーケティング・販売促進費用については、当該費用による便益がMSIにのみ生じるものであるため、商標の所有者による対価の支払は必要ではないものの、当該支払に関して国外関係者と合意をしている場合又は広告宣伝・マーケティング・販売促進費用が通常のコスト(比較可能な独立の企業が負担する費用)を超過する場合は、対価の支払が必要となるとの見解が示された。

<sup>13</sup> マルチ・スズキ・インディア社(Maruti Suzuki India Ltd.) vs アディショナル・コミッショナー・オブ・インカム・タックス(Additional Commissioner of Income Tax) [2010] [328 ITR 210(Delhi)(HC)]

<sup>14</sup> なお、税務当局が当該契約により両者が享受する便益及び負うべき債務に係る独立企業間価格を決定すべきとされた。

## (2) フィリップス・ソフトウェア・センター社(PSC)

所得税裁判所判決(Philips Software Centre Private Limited. ITAT<sup>15</sup>)

### a. 事実

PSCはオランダのロイヤル・フィリップス・エレクトロニクス社(Royal Philips Electronics NV(RPE))の完全子会社で、関連者に対してソフトウェア開発サービスを提供している。PSCは当該サービスにおいて、関連者からコスト・プラス・ベースで対価を受け取っている。PSCは2002-03年度の移転価格文書において、原価基準法(Cost Plus Method、以下CPM)を最も適切な移転価格算定方法として選定し、補完的に取引単位営業利益法(Transactional Net Margin Method、以下TNMM)を用いた分析も行っていった。また、当該分析では、ルール10(D)(4)<sup>16</sup>により義務付けられているとおり、「特定日」(2002-03年度の税務申告期限の日)直前に存在する比較対象企業を選定した。また、独立企業間価格を計算するために、比較対象企業とのリスクの差異、会計基準(減価償却方法)の差異及び運転資本水準の差異につき調整を行った。検証の結果、PSCの費用マークアップ及び総費用マークアップが独立企業間価格よりも高かったため、PSCは、検証対象取引は独立企業間価格によって行われたと結論付けた。

しかし、税務調査官は、PSCの総費用マークアップ5.7%に対して、21.14%を提示し調整を行った。この処分に対してPSCはCITAに上訴したところ、CITAは税務当局によって提示された総費用マークアップにつき21.14%から20.47%へわずかに軽減したのみであったため、PSCは更にITATに上訴を行った。

### b. 税務当局の主張

税務調査官は、調査の過程において「特定日」よりも後に新しく比較対象企業の選定を行い、CITAはこれを支持した。また、CITAは、単なる減価償却方法の差異は会計基準の差異には該当しないため、PSCが行った当該差異の調整は適切ではないと判断し、また、リスクの差異の調整及び運転資本調整についてもその適用を認めなかった。

### c. 判決

ITATは、PSCの行った移転価格分析に問題がなかったとし、税務調査官が当該分析を無視して行ったPSCの所得の更正は誤りであると判断した。また、「特定日」よりも後に税務調査官が行った比較対象企業の選定につき、当該分析がルール10(B)(4)<sup>17</sup>及び10(D)(4)に準拠していないとした。さらに、税務当局が認めなかったリスクの差異、会計基準(減価償却方法)の差異及び運転資本水準の差異の調整に関しても、妥当なものであるとして、比較対象企業の利益率に必要な調整を加えるべきであるとの判断を下した。

<sup>15</sup> フィリップス・ソフトウェア・センター社(Philips Software Centre Private Limited)vs アシスタント・コミッショナー・オブ・インカム・タックス (Assistant Commissioner of Income Tax) [2008] [119 TTJ 721 (Bangalore) (ITAT)]

<sup>16</sup> ルール10(D)(4)によると、ルール10(D)のサブルール(1)(保持すべき情報及び文書の内容)及びサブルール(2)(10百万インドルピーを超えない取引に関してサブルール(1)は適用外)にて明記された情報及び文書は、可能な限り同時期に、遅くとも「特定日」までに存在すべきであるとされている。

<sup>17</sup> ルール10(B)(4)によると、国際取引と独立企業間取引との比較可能性を分析する際に使用されるデータは、当該国際取引が行われた年度に関連するデータである(ただし、当該年度から2か年を超えない期間のデータについても、もし、そのデータが移転価格の決定に影響を与えうる事実を明らかにするものであるならば考慮されるかもしれない)とされている。

### (3) ジェムプラス・インディア社(GI)

所得税裁判所判決(Gemplus India Pvt. Ltd. ITAT<sup>18</sup>)

#### a. 事実

GIはオランダのジェムアルト社(Gemalto N.V.)のグループ会社で、インドにおいてICカード等に係るデジタルセキュリティソリューションを提供している。GIはシンガポールに所在する地域統括会社とマネジメントサービス契約を締結し、当該契約に基づき、必要に応じて、マーケティング、販売、カスタマーサービス、財務、会計、管理及び法務のサポートを地域統括会社から受けることとされていた。GIは、2003-04年度において、当該サービスの対価として地域統括会社において当該サービスの提供に要した時間に基づいて算定された金額を支払い、その際、当該取引が独立企業原則に準拠したものであることをTNMMIによって検証した。

しかし、税務調査官は、地域統括会社によるマネジメントサービスがGIに特定の便益をもたらすものではないとし、GIによる対価の支払は正当化できるものではないと結論付けた。当該処分に対して、GIはCITAに上訴したが、CITAは税務調査官に有利な判断を下したため、GIはこれを不服としてITATに上訴した。

#### b. 税務当局の主張

GIは、地域統括会社によるマネジメントサービスが2003-04年度のGIの売上高に大きく貢献したことや、GIの事業活動に必要な技術的専門知識がすべて地域統括会社から提供されていたこと等、当該サービスにより便益を享受しているということを主張したが、税務調査官は、GIの主張は十分に証明されていないと反論した。具体的には、①GIがTNMMを適用し選定した比較対象企業がどれもマネジメントサービスフィーを支払っていないため、GIの支払った対価の妥当性を証明するものとなっていないということ、②GIが、地域統括会社より提供されるマネジメントサービスの必要性について証明していないということ、③GIが同様のサービスのための人員を有しており、また同様のサービスのための費用が発生しているということ、並びに④地域統括会社が提供するサービスの量及び質と、GIが支払う対価に相関関係がなく、地域統括会社からのコスト配賦が(実際に提供されたサービスに基づくものではなく)相互に合意された基準に基づきなされているということを指摘した。

#### c. 判決

ITATは、上記の税務調査官の主張を支持し、GIへの更正処分が妥当なものであると判断した。具体的には、①GIが支払う対価が、地域統括会社によるマネジメントサービスの量と質に応じた金額となっていることを証明する必要があること、②マネジメントサービス契約に定める支払条件がサービスの量又は内容とは独立したものとなっており、当該対価の額が実際に提供されたサービスに基づき計算されたものではないこと、及び③地域統括会社がGIに提供したサービスの内容の詳細が記録されておらず、地域統括会社に支払ったサービスフィーに相応する便益をGIが享受しているということを証明できていないことの三点を挙げ、税務調査官の主張が妥当なものであるという判断を下した。

<sup>18</sup> ジェムプラス・インディア社(Gemplus India Pvt. Ltd.) [ITA No.352/Bang/2009(ITAT)]

## 3.まとめ

以上紹介したとおり、ユニラテラルAPAやADR制度の導入など、納税者の予見可能性や利便性を高めるための制度の整備が進められている一方で、インドの移転価格税制は2001年に導入され比較的新しい概念であるということもあり、その税務調査は非常にアグレッシブなものとなっている。今後、日本企業はますますインドとの取引規模の拡大やインド現地子会社の機能の拡大等を進めることとなるものと思われるが、インドの移転価格税制の動向及び判例の積み上げに注視しつつ、インドとの取引に係る移転価格リスクを最小化すべく取り組んでいくことが肝要である。

## Contact

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人

インターナショナル アンド トランザクション タックス サービス部

別所 徹弥	パートナー	+81 3 3506 3036	tetsuya.bessho@jp.ey.com
沼袋 真司	マネージャー	+81 3 3506 2421	shinji.numabukuro@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。

本記事全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人  
コーポレート・コミュニケーション部 Tax.Marketing@jp.ey.com

Ernst & Young

アーンスト・アンド・ヤングについて

アーンスト・アンド・ヤングは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーサービスの分野における世界的なリーダーです。全世界の14万1千人の構成員は、共通のバリュー（価値観）に基づいて、品質において徹底した責任を果たします。私どもは、クライアント、構成員、そして社会の可能性の実現に向けて、プラスの変化をもたらすよう支援します。

「アーンスト・アンド・ヤング」とは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームで構成されるグローバル・ネットワークを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com)にて紹介しています。

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人について

新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人は、長年にわたり培ってきた経験と国際ネットワークを駆使し、常にクライアントと協力して質の高いグローバルなサービスを提供しております。企業のニーズに即応すべく、国際税務、M&A、組織再編や移転価格などをはじめ、税務アドバイザー・税務コンプライアンスの専門家集団として質の高いサービスを提供しております。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)にて紹介しています。

©2011 Ernst & Young Shinnihon Tax  
All Rights Reserved.

EY TAX SCORE CC20110307-1

本書又は本書に含まれる資料は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものです。したがって、本書又は本書に含まれる資料のご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、特定の目的を前提とした利用、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用等はしないでください。本書又は本書に含まれる資料について、新日本アーンスト アンド ヤング税理士法人を含むアーンスト・アンド・ヤングの他のいかなるグローバル・ネットワークのメンバーも、その内容の正確性、完全性、目的適合性その他いかなる点についてもこれを保証するものではなく、本書又は本書に含まれる資料に基づいた行動又は行動をしないことにより発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。